◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三百八号）（防衛省）

第１　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

１　食事を無料で支給する対象から自衛官候補生を削る。（第十四条関係）

２　被服の無料貸与及び支給並びにその弁償義務等の対象から自衛官候補生を削る。（第十七条、第十七条の二、別表第九及び別表第十関係）

３　国が行う療養の範囲等に関する規定から自衛官候補生を削る。（第十七条の三、第十七条の六、第十七条の六の六及び第十七条の七関係）

４　自衛官候補生手当等の支給に関する規定を削る。（第十七条の十の二関係）

５　自衛官任用一時金の額等に関する規定を削る。（第十九条の二から第十九条の四まで関係）

第２　防衛省組織令の一部改正

１　大臣官房の所掌事務の規定から自衛官候補生を削る。（第五条関係）

２　秘書課の所掌事務の規定から自衛官候補生を削る。（第十二条関係）

第３　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

１　高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関して、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による給付とみなして算定することとしている規定から自衛官候補生を削る。（第十一条の三の六及び第十一条の三の六の四関係）

２　共済組合の短期給付に要する費用の算定に際して、自衛官、自衛官候補生並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒と他の防衛省の職員とを区別して行うこととしている規定から自衛官候補生を削る。（第二十二条の二関係）

第４　自衛隊法施行令の一部改正

都道府県知事及び市町村長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務に関する規定から自衛官候補生を削る。（第百十四条及び第百十七条から第百二十条まで関係）

第５　防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正

１　平均給与額計算の特例の対象から自衛官候補生を削る。（第四条関係）

２　平均給与額計算の場合の給与の特例の規定から自衛官候補生を削る。（第五条関係）

第６　防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部改正

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の改正に伴い、規定の整理を行う。（第二条及び第三条関係）

第７　その他

その他所要の改正を行う。

第８　施行期日等

１　この政令は、一部の規定を除き、防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則第一条関係）

２　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定める。（附則第二条及び第三条関係）

◇国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百九号）（厚生労働省）

第１　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）附則第十七条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。（附則第十四条の二関係）

１　革新的な医薬品等の国内外における実用化に必要な事業活動に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

２　１の事業活動に要する資金の調達に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

３　２の資金の提供を行う事業

第２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が法附則第十七条第一項第一号及び同条第二項第一号の規定により交付する資金を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第一条第二項に規定する補助実施法人として交付する補助金等に追加する。（別表関係）

第３　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正

研究所が法附則第二十二条及び附則第二十九条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定に基づき行う業務を、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととされている業務に追加する。（第十九条第一項第一号関係）

第４　施行期日

この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三百十号）（財務省）

第１　国家公務員共済組合法施行令の一部改正

１　短時間組合員の要件のうち、報酬月額が八万八千円以上であることとする要件を削除する。（第二条関係）

２　特定減額特例対象者については、特定組合に申出をした場合に限り、特定組合の組合員とするものとする。（附則第三条の二関係）

３　新たに短時間組合員を組合員とする行政執行法人は、特定組合に申出をした場合は、当分の間、短時間組合員に係る負担金の負担の割合を、短時間組合員の標準報酬の等級に応じて別に定める割合に百分の五十を加えた割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。（附則第七条の三の四、第七条の三の五、附則別表関係）

４　その他所要の改正を行う。

第２　国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正

１　特定法人以外の行政執行法人に使用される特定四分の三未満短時間勤務者を組合員としない取扱いについて、令和十七年九月三十日までの間の措置とする。（附則第三条関係）

２　１の取扱いについては段階的に縮小することとし、特定四分の三未満短時間勤務者を組合員とすべき特定法人の範囲について、行政執行法人であって、令和九年十月一日から令和十一年九月三十日までは当該行政執行法人に使用される特定勤務者の総数が常時三十五人を超えるものとし、令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日までは当該総数が常時二十人を超えるものとし、令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日までは当該総数が常時十人を超えるものとする。（附則第三条の二関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　施行期日

この政令は、一部を除き、令和八年十月一日から施行する。（改正令附則関係）

◇地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第三百十一号）（総務省）

第１　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正

１　短時間組合員の要件のうち、報酬月額が八万八千円以上であることとする要件を削除する。（第二条及び第四十二条関係）